

情報化社会の学校教育における 制度設計の現状と課題

辻 智佐子・辻 俊一・渡辺 昇一

要 旨

本稿は、戦後日本の教育に関する法制度の変容と情報教育に関連する諸政策の内容について整理し、現在の学校教育の制度設計の現状と課題について議論した。その内容は以下の3点に要約できる。(1)戦後日本の教育制度は、1946年公布の日本国憲法に基づき1947年制定の教育基本法と学校教育法によって基本的な土台が整備され、その後日本をとり巻く環境の変化を受けて2006年の教育基本法全部改正、2007年学校教育法大幅改正に至り、教育に関する法制度に大きな変容がみられた。同時に、国の学校教育への関与が強まった。しかし、社会の変化のスピードが速いため制度設計の改革で対応するのは難しく、また国の関与を強化することですべての課題が解決されるわけではないので、少なくとも情報教育については教育現場の自由な発想と柔軟な対応に委ねるべきである。(2)情報技術の進展は、学校教育における「教育の情報化」をもたらし、国は2006年のIT新改革戦略から教育の情報化に向けた諸政策を遂行することによって、専門職業人の育成を目指している。(3)専門職業人の育成は高等教育において顕著にみられ、2016年の中教審の特別部会によって具体案が示された。しかし、ステークホルダー間の利害対立と調整、公費助成のあり方などいくつか課題も残されており、制度化後の検証と修正を必要とする。変化の激しい情報化社会において制度がうまく機能するには、制度設計そのものが広く地域社会や国民に開かれたものでなければならない。

キーワード：情報化社会、学校教育、情報教育、教育制度、制度設計

1. はじめに

本稿は、前稿のつづきとして、情報化社会における学校教育、とりわけ情報教育に主眼を置き

ながら、現在の学校教育の制度設計について考察する。前稿では、戦後日本の産業・職業構造および職業内容の変化を捉えた上で、中学校と高等学校における情報教育についてその歴史の変遷と内容を整理した。これらの作業をとおして、以下のように小括した。

日本の産業構造については、製造業従事者の減少とサービス職業従事者の増加がとりわけ1990年代以降顕著となり、国内総生産に占める付加価値額・就業者構成において第三次産業が主流を占めるようになった。これに伴って職業内容も変化し、情報技術の進展によって手作業からコンピュータ操作に仕事内容が置き換わることで、従来の産業別区分では職業を定義できなくなっている。こうした産業と職業構造の大きな変化は、学校教育にも影響を与えている。1990年代初頭からはじまった情報教育では、現在、2008年・2009年告示の学習指導要領のもとで情報活用の実践力とモラル教育に主眼を置いた学習がおこなわれており、コンピュータの利活用能力が義務教育における基礎学力のひとつとして必須事項になっている。しかし、従来の情報教育の枠組みでは、「社会の情報化」に十分に対処できなくなっている。

この小括を踏まえて本稿では、まず戦後日本の教育に関する法制度の変遷を辿り、学校教育が2006年を境として大きく変化した背景と情報化社会との関連を国会答弁から探る。つぎに、情報化社会の学校教育において主要な論点となっている情報教育に関する最近の諸政策についてまとめ、産業・職業構造の変化に対して国は教育の側面からどう対処しようとしているのかを検証する。2006年の教育に係わる法制度の大幅な見直しは産業・職業構造を変容させた情報技術の進展と無関係ではなく、どのような制度設計のもとで学校教育を修正すべきかについてカギを握るのが情報教育である。そして最後に、「専門職業人」という新たな概念のもとで検討されている学校教育の制度設計における現状と課題について考察する。

2. 戦後日本の教育に関する法制度

2.1 戦後日本の教育に関する法制度の変遷

最初に、戦後日本の教育に関する法制度についてその歴史を振り返る。戦後、日本の教育は、1946年11月に公布された日本国憲法第26条における第1項「教育を受ける権利」と第2項「教育の義務」によって規定されている。そして、この規定に基づいて1947年3月に教育基本法と学校教育法が公布され、教育の具体的措置が決められた。その後、教育基本法は2006年に全部改正され、これを受けて学校教育法も2007年に大幅に改正され、現在に至っている。

憲法と法律、その他制度の関連を図にすると、図1のようになる。憲法は、その性質上、国家に対して向けられたルールであり、国民のひとり一人が教育を受ける権利をあまねく行使し、またその個々人が教育を受ける義務をあまねく負えるように、国家は法律を制定している。その法

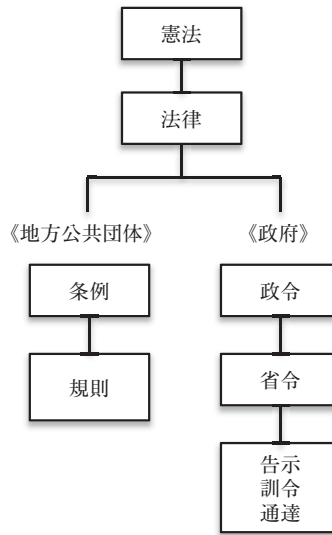


図1 法制度の関連図

出典：森秀夫『要説 教育制度』学芸図書，1995年，35頁。

律のもとで、政府は政令や省令、告示・訓令・通達を出し、地方公共団体は条例や規則を定めている。表1は戦後の主な教育関連の法制度を時系列に整理したものであり、表2はそれらをカテゴリー別に区分したものである。

表1でみるように、戦後日本の教育に関する法制度については、1946年の憲法公布以降、1947年に教育基本法と学校教育法という2つの重要な法律が公布され、これらを受けて1950年代に義務教育と高等教育における法律と政令、省令が次々と制定された。表2の区分を参考にすると、1つに学校教育法施行規則や私立学校法、学校教育法施行令、学位規則など学校教育における環境整備、2つに教育公務員特例法や教育職員免許法、地方公務員法など教育職員における環境整備、3つに市長村立学校職員給与負担法や義務教育費国庫負担法、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」など財政面における環境整備、4つに文部省設置法や「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」など行政面における環境整備など、学校教育における法制度の基盤が整えられた。

1960年代と1970年代になると、高等専門学校や大学院、専修学校の設置基準が設けられ、学校教育の場が広がりを見せた。1990年には新たに生涯学習に関する法律が制定され、年齢を問わず生涯にわたって学べる機会が保障された。そして2002年、1947年の教育基本法と学校教育法の公布後初めてとなる小学校および中学校の設置基準が制定された。この理由については、文部科学省の「小学校設置基準及び中学校設置基準の制定等について」によると、2000年の「教

表1 戦後日本の主な教育関連の法律・政令・省令(2016年3月31日現在)

年	内容	備考(改正等)
1946	日本国憲法公布	
1947	教育基本法〔法律第25号〕公布	2006年法律第120号(全部改正)
	学校教育法〔法律第26号〕公布	2007年法律第96号として大幅改正後、最終改正は2015年法律第50号(一部改正)
1948	学校教育法施行規則〔文部省令第11号〕制定	最終改正は2015年文部科学省令第35号(一部改正)
	教育委員会法〔法律第170号〕制定	1956年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」〔法律第162号〕公布により廃止
	高等学校設置基準〔文部省令第1号〕制定	2003年文部科学省令第20号(全部改正)をへて、最終改正は2007年文部科学省令第40号(一部改正)
1949	市長村立学校職員給与負担法〔法律第135号〕制定	最終改正は2015年法律第56号(一部改正)
	教科書の発行に関する臨時措置法〔法律第132号〕制定	最終改正は2015年法律第46号(一部改正)
	教育公務員特例法〔法律第1号〕制定	最終改正は2015年法律第46号(一部改正)
	文部省設置法〔法律第146号〕制定	1999年「文部科学省設置法」〔法律第96号〕公布により廃止
1950	教育職員免許法〔法律第147号〕制定	最終改正は2015年法律第46号(一部改正)
	教育職員免許法施行規則〔文部省令第38号〕制定	最終改正は1954年文部省令第26号(全部改正)
	社会教育法〔法律第207号〕制定	最終改正は2015年法律第46号(一部改正)
1951	私立学校法〔法律第270号〕制定	最終改正は2014年法律第69号(一部改正)
	地方公務員法〔法律第261号〕制定	最終改正は2014年法律第69号(一部改正)
1952	義務教育費国庫負担法〔法律第303号〕制定	最終改正は2015年法律第56号(一部改正)
	学校教育法施行令〔政令第340号〕制定	最終改正は2015年政令第421号(一部改正)
1953	学位規則〔文部省令第9号〕制定	最終改正は2013年文部科学省令第5号(一部改正)
	学校図書館法〔法律第185号〕制定	最終改正は2015年法律第46号(一部改正)
1954	「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」〔法律第116号〕制定	
	盲学校・聾唖学校及び養護学校への就学奨励に関する法律〔法律第144号〕制定	2006年特別支援学校への就学奨励に関する法律〔法律第80号〕となり最終改正は2007年法律第96号(一部改正)
	学校給食法〔法律第160号〕制定	最終改正は2015年法律第46号(一部改正)
1956	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」〔法律第162号〕制定	最終改正は2015年法律第56号(一部改正)
	各種学校規程〔文部省令第31号〕制定	
	大学設置基準〔文部省令第28号〕制定	最終改正は2015年文部科学省令第13号(一部改正)
1958	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律〔法律第40号〕制定	最終改正は2015年法律第46号(一部改正)
	学校保健安全法〔法律第56号〕制定	最終改正は2015年法律第46号(一部改正)
	「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」〔法律第116号〕制定	最終改正は2015年法律第56号(一部改正)
1961	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律〔法律第81号〕制定	最終改正は2015年法律第52号(一部改正)
	高等専門学校設置基準〔文部省令第23号〕制定	最終改正は2015年文部科学省令第13号(一部改正)
1963	義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律〔法律第182号〕制定	最終改正は2015年法律第46号(一部改正)
1974	大学院設置基準〔文部省令第28号〕制定	最終改正は2014年文部科学省令第34号(一部改正)
1975	私立学校振興助成法〔法律第61号〕制定	最終改正は2015年法律第46号(一部改正)
1976	専修学校設置基準〔文部省令第2号〕制定	最終改正は2012年文部科学省令第14号(一部改正)
1990	「生涯学習振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」〔法律第71号〕制定	最終改正は2002年法律第15号(一部改正)
2002	小学校設置基準〔文部科学省令第14号〕制定	最終改正は2007年文部科学省令第40号(一部改正)
	中学校設置基準〔文部科学省令第15号〕制定	最終改正は2007年文部科学省令第40号(一部改正)
2003	専門職大学院設置基準〔文部科学省令第16号〕制定	最終改正は2015年文部科学省令第13号(一部改正)

注：最終改正については未施行のものを含む。

参考資料：電子政府の総合窓口イーガブ(総務省行政管理局が運営する総合的な行政情報ポータルサイト)。

表2 戦後日本の主な教育関連の法制度区分

区分	法律・政令・省令
学校教育の基本となる法	教育基本法
学校教育における環境整備	学校教育法, 学校教育法施行規則, 教育委員会法, 高等学校設置基準, 教科書の発行に関する臨時措置法, 社会教育法*, 私立学校法, 学校教育法施行令, 学位規則, 学校図書館法, 義務教育緒学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法, 盲学校・聾唖学校及び養護学校への就学奨励に関する法律, 学校給食法, 各種学校規程, 大学設置基準, 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律, 学校保健安全法, 公立義務教育緒学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律, 高等専門学校設置基準, 大学院設置基準, 専修学校設置基準, 生涯学習振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律, 小学校設置基準, 中学校設置基準, 専門職大学院設置基準など
教育職員における環境整備	教育公務員特例法, 教育職員免許法, 教育職員免許法施行規則, 地方公務員法など
財政面における環境整備	市長村立学校職員給与負担法, 義務教育費国庫負担法, 義務教育緒学校施設費国庫負担法, 義務教育緒学校の教科用図書の無償に関する法律, 私立学校振興助成法など
行政面における環境整備	文部省設置法, 地方教育行政の組織及び運営に関する法律など

(注) 社会教育法とは、「社会教育法第2条」の定義によると「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」であり、教育には学校教育とこの社会教育の2つを含むが、本稿のテーマの関係上、社会教育は考察対象としない。

育改革国民会議報告：教育を変える一七の提案」、2001年の文部科学省による「二一世紀教育新生プラン」と総合規制改革会議による「規制改革の推進に関する第一次答申」などを念頭に置き、義務教育段階で私立学校などさまざまな学校の設置を促進するためであると説明している。

戦後の教育関連法制度の歴史を振り返ると、主要な各法律、政令、省令は、制定後に幾度も改正を経験してきたが2006年の教育基本法全部改正によってひとつの大きな転換期を迎え、同法全部改正に伴って大幅に内容が改められた。そしていまも、そのほとんどにおいて一部改正という形で修正が加えられている。では、なぜ2006年に教育基本法が全部改正されたのか、情報化社会との関連はあるのかなど、2006年における一連の国会答弁から全部改正の背景について次項で考えてみたい。

2.2 2006年教育基本法全部改正と情報化社会 — 国会答弁から —

教育基本法は、憲法にある「教育を受ける権利」と「教育の義務」を実現するために、「教育の目的」や「教育の機会均等」、「義務教育」など重要事項について成文化している。同法は、1947年3月31日に法律第25号として公布されたが、2006年12月15日の第165回臨時国会で

新しい教育基本法が成立し、12月22日に法律第120号として公布された。

全部改正法案が国会に提出された時の内閣は第3次小泉内閣であり、同年5月16日の衆議院本会議において小泉純一郎首相は、「科学技術の進歩や少子高齢化など教育をめぐる状況が大きく変化する中で、道徳心や自律心、公共の精神、国際社会の平和と発展への寄与などについて今後、教育において、より一層重視することが求められてきております」と、法案提出の理由を述べている（文部科学省〔2006〕1頁）。加えて、同年11月14日の衆議院教育基本法に関する特別委員会（以下、教育特委）において伊吹文明文部科学大臣は、日本をとり巻く世界情勢や経済・社会的状況が変化するなかで「豊穡の中の精神の貧困」を解決するには日本の伝統的な社会規範の再認識、今後の経済成長や科学技術の向上をにらんだ大学教育の必要性、学校以外での教育の重要性をとり上げ、これらの要素が旧法には盛り込まれていないと主張した（文部科学省〔2006〕1-2頁）。

一部改正ではなく新法制定でもない全部改正とした理由については、同年6月2日の衆議院教育特委での小坂憲次文部科学大臣による答弁を借りると、現行法の個人の尊厳や人格の完成、平和的な国家や社会の形成といった普遍的な理念を継承するためであるとしている（文部科学省〔2006〕12頁）。

全部改正前と改正後の内容を比較したものが表3である。改正前は前文と11条から構成されていたが、改正後は前文と18条から構成され内容に従って第1章から第4章に区分された。全部改正後の留意点は、①1947年の教育基本法制定から約60年が経過し、日本の伝統や文化を継承しつつ国際社会での日本の立ち位置を視野に入れながら積極的に日本の将来を形成する人材育成のための教育を目標としていること、②教育と職業の関連について触れていること、③公共の精神を強調し主体的に社会形成に参画するための教育を目標としていること、④教育における家庭と地域社会の役割を明示していること、⑤教育における国と地方公共団体の相互連携と各々の責任を明示していること、⑥大学の役目と私立学校の振興について明示していること、である。

表3に沿って大きく手が加えられた条項について全部改正後の章立て順にみていくと、まず第1章において、第2条の「教育の方針」が「教育の目標」に改められ、5つの目標が設定された。このうち2つめの目標で教育と職業の関連に言及している理由について、2006年6月2日の教育特委での田中壮一郎生涯学習政策局長は、昨今のフリーターやニートの社会問題化を挙げている（文部科学省〔2006〕27頁）。第3条として「生涯学習の理念」が新設され、高齢化社会を反映し生涯にわたる学習機会を国民に付与する条文が付与された。「教育の機会均等」（改正前第3条、改正後第4条）では、障害者への支援について改めて明文化された。

つづく第2章において、「義務教育」（改正前第4条、改正後第5条）では、新設項目が2つあり、普通教育の定義と普通教育に対する国と地方公共団体の役割と責任について追加された。一方

表3 教育基本法における改正前後の比較

条文	全部改正前 [昭和22年 [1947年] 法律第25号]	条文	全部改正後 [平成18年 [2006年] 法律第120号]
前文	「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育」(第二文)	前文	「公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育」(第二文)
	「教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する」(第三文)		「我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する」(第三文)
第一条 (教育の目的)	「平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成」	第一章 教育の目的及び理念 第一条 (教育の目的)	「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」
第二条 (教育の方針)	「学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献」	第二条 (教育の目標)	(教育の目標) 教育の目標を5つ設定。 ①知識と教養を身に付け、情操と道徳心と健康な身体を養う②創造性と自律の精神を養い、職業と生活の関連を重視し勤労を重んじる態度を養う③男女平等などと共に、公共の精神に基づき主体的に社会形成に参画する態度を養う④生命と自然を大切にすることを養う⑤伝統と文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う
新設		第三条 (生涯学習の理念)	生涯にわたるあらゆる機会や場所で学習することができる
第三条 (教育の機会均等)	すべての国民は人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位、門地によって教育上差別されず、平等に教育を受ける機会を与えられなければならない	第四条 (教育の機会均等)	すべての国民は人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位、門地によって教育上差別されず、平等に教育を受ける機会を与えられなければならない
新設		第二項	「障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」
第二項	経済的理由により就学困難な者に対する国と地方公共団体の奨学措置の義務	第三項	経済的理由により就学困難な者に対する国と地方公共団体の奨学措置の義務
第四条 (義務教育)	「国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う」	第二章 教育の実施に関する基本 第五条 (義務教育)	「国民は、その保護する子女に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う」
新設		第二項	普通教育とは個人が自立的に生きる基礎を培い、国家や社会の形成者として必要な資質を養うことを目的として行われる
新設		第三項	国及び地方公共団体の役割分担と相互協力のもとで責任を負う
第二項	義務教育について授業料は徴収しない	第四項	義務教育について授業料は徴収しない
第五条 (男女共学)	教育上、男女共学は認められなければならない	削除	
第六条 (学校教育)	法律に定める学校は公の性質をもち法人のみが設置できる	第六条 (学校教育)	法律に定める学校は公の性質をもち法人のみが設置できる
第二項	法律に定める教員は全体の奉仕者であり自己の使命を自覚し職責の遂行に努め、その身分は尊重されなければならない	第二項	学校は体系的な教育を組織的に行い、教育を受ける者が規律を重んじ自主的に学習に取り組む意欲を高めることを重視した教育を行うこと
新設		第七条 (大学)	大学は高い教養と専門的能力を培い真理を探究して新たな知見を創造することで社会の発展に寄与する
新設		第二項	大学については自主性、自律性、教育、研究の特性が尊重されなければならない
新設		第八条 (私立学校)	国や地方公共団体は私立学校の自主性を尊重しつつその教育の振興に努めなければならない

第六条第二項にて記載		第九条 (教員)	教員は自己の崇高な使命を自覚し絶えず研究と修養に励み職責の遂行に努めなければならない
		第二項	教員の身分は尊重され養成と研修の充実が図られなければならない
新設		第十条 (家庭教育)	父母その他保護者はこの教育について第一義的責任を有し、必要な習慣を身に付けさせ自立心の育成、心身の発達を図るよう努める
新設		第二項	国や地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しつつ保護者に対して必要な施策を講ずるよう努めなければならない
新設		第十一条 (幼児期の教育)	国や地方公共団体は幼児期の教育の振興に努めなければならない
第七条 (社会教育)	「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」	第十二条 (社会教育)	「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」
第二項	国や地方公共団体は図書館や博物館などの施設の設置、学校施設の利用などによって教育の目的の実現に努めなければならない	第二項	国や地方公共団体は図書館や博物館など社会教育施設の設置、学校施設の利用、学習の機会や情報提供などによって教育の目的の実現に努めなければならない
新設		第十三条 (学校、家庭及び地域住民等の相互連携協力)	学校、家庭、地域住民は教育における役割を自覚し相互連携と協力を努める
第八条 (政治教育)	「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない」	第十四条 (政治教育)	「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」
第二項	学校は特定政党の支持や反対への政治教育その他政治的活動をしてはならない	第二項	学校は特定政党の支持や反対への政治教育その他政治的活動をしてはならない
第九条 (宗教教育)	宗教への寛容な態度や宗教の社会生活における地位は尊重しなければならない	第十五条 (宗教教育)	宗教への寛容な態度や一般的な教養、宗教の社会生活における地位は尊重されなければならない
第二項	国や地方公共団体の学校は特定の宗教教育や活動をしてはならない	第二項	国や地方公共団体の学校は特定の宗教教育や活動をしてはならない
第十条 (教育行政)	「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」	第三章 教育行政 第十六条 (教育行政)	「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」
第二項	「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」	第二項	国は教育の機会均等と教育水準の維持向上のため総合的な施策を実施しなければならない
新設		第三項	地方公共団体は地域の教育振興を図るため実情に応じた施策を実施しなければならない
新設		第四項	国や地方公共団体は円滑的継続的教育の実施のため財政上の措置を講じなければならない
新設		第十七条 (教育振興基本計画)	政府は第十六条第二項を遂行するため教育の基本の方針や施策などについて基本計画を定め、これを国会に報告公表しなければならない
新設		第二項	地方公共団体は第十六条第三項を遂行するため教育振興の施策に関する基本的計画を定める努力をしなければならない
第十一条 (補則)	「この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない」	第四章 法令の制定 第十八条	「この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない」

注：「 」は条文をそのまま引用。

で、義務教育に求められる内容の変化を受けて9年の義務教育の年限が削除され、具体的な年限の規定は学校教育法に委ねられた（文部科学省〔2006〕49頁）。「男女共学」については、改正前はひとつの条文として独立させていたが、改正後はこの条文は削除され、代わって「教育の目標」における5つの目標のひとつとして男女共学について触れている。これについては男女共学が日本ではすでに浸透しているという理由からである（文部科学省〔2006〕28頁）。第6条の「学校教育」では、改正前は第2項で教員の使命と職責について記されていたが、改正後は第9条「教員」として独立させており、教員の指導力の低下に鑑み、教員の使命と職責という表現以外に教員の研究と修養への努力について付け加えられた。第7条「大学」と第8条「私立学校」も新しく設けられ、国際社会における技術的な競争力の向上を目指して大学の役割を改めて示し、また多種多様な学校の設定のために私立学校の振興について記されている。第10条「家庭教育」と第11条「幼児期の教育」も新たな条文であり、家庭教育と幼児教育の重要性とともに、それらに対する国や地方公共団体の支援についても明記された。家庭と同様に地域社会の教育への関与について、第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が新設され、核家族化による家庭教育の限界を埋める存在として地域住民を登場させている。

そして第3章において、「教育行政」（改正前第10条、改正後第16条）では、項目を新設して教育における国と地方公共団体の相互連携と義務について触れ、教育が組織的な取り組みであることを示したうえで、第17条でそのための「教育振興基本計画」を新たに設けている。

2006年の全部改正と情報化社会の関連については、2006年5月26日の教育特委での小坂憲次文部科学大臣による言葉にみることができる。つまり、「グローバル化の進展とか情報化の進展、また科学技術が大きく進歩してきた、こういった社会的な変化というものもある」と述べている（文部科学省〔2006〕3頁）。

上記の国会での答弁をみると、2006年に教育基本法が全部改正された背景には、60年前の日本をとり巻く外部および内部環境の大幅な変化がある。すなわち、現行憲法の浸透、急速な経済成長後の第三次産業への傾斜、経済のグローバル化、情報技術の進展、国家財政の逼迫、核家族化、少子高齢化社会の到来などであり、全部改正は複合的な要因が重なり2006年によく実施されたといえる。しかし、憲法との係わりでいくと、教育行政による学校への関与が全部改正前と比べて強固になった点は見逃してはならない。

2.3 学校教育法一部改正と学習指導要領改訂

図2で示したように、教育基本法のもとで次に重要となる法律が学校教育法である。学校教育法は、1947年の公布以降、何度も細かい改正が重ねられたが、2006年の教育基本法の全部改正を受けて2007年6月に法律第96号として大幅に改正された。その後も一部改正が続いている。

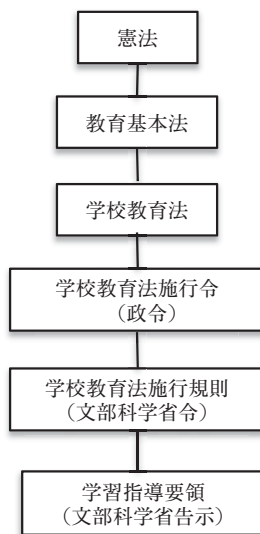


図2 教育関連の法制度

学校教育法では、義務教育で達成すべき目標を10項目とし、幼稚園から小中高校、中等教育学校、特別支援教育、大学、高等専門学校、専修学校の目的をそれぞれ規定している。2007年で大きく改正された点は、義務教育に関する事項の「義務教育の目標」において「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養う」という文言が追加されたことである。これは、教育基本法全部改正を受けての変更である。また、新たな職として「副校長」「主幹教諭」「指導教諭」が設置された。そして、本稿との関連では、「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」が明言されており、将来の職業や就労に直結する知識や技能の習得を義務教育の目的の一つに位置づけていることである。

上記2つの法律の改正を受けて、2007年12月に学校教育法施行令が政令第363号をもって一部改正された。そして、2008年3月に文部科学省令第5号をもって学校教育法施行規則も一部改正され、文部科学省告示第27号、第28号により小学校および中学校の学習指導要領が改訂された。続いて、2009年3月に文部科学省令第3号をもって学校教育法施行規則が一部改正され、文部科学省告示第34号により高等学校の学習指導要領が改訂された。

前稿でもとり上げたように、義務教育および高等学校の具体的な教育内容の基準は、中央教育審議会（中教審）の答申に基づいて文科省が各学校種に策定する学習指導要領によって定められている。これに従って、各学校は教育課程を編成している。小中学校および高等学校においては、検定を受けたもの、あるいは国が作成する教科用図書を使用することが法的に義務づけられてい

るが、いずれも学習指導要領に沿っておこなわれている。学習指導要領は、図2の教育制度の関連図でみるように、1958年から学校教育法（法律）、学校教育法施行令（政令）、学校教育法施行規則（文部科学省令）に基づいて文部大臣および文部科学大臣の告示によって作成されているが、ほぼ10年毎に改訂されてきた。つまり、法律の改正に係らず、学習指導要領の改訂によって、カリキュラム内容が社会の変化になるべく適合するように現場レベルで調整されている。なるほど、情報教育についていえば、教育基本法全部改正の2006年以前からすでに始まっており、法律よりも教育現場に直接影響を与える告示によって日々変化する社会状況に対応している。しかし、全体の戦略的なビジョンを欠いているために情報教育の中心は、ノウハウとネット利用の制限に留まっているのが現状である。

このように、学習指導要領は、一連の法制度をへて改訂されているわけだが、そもそも教育現場に対してどれだけの拘束力を持っているのだろうか。ここで再び、2006年の新法案に係る国会答弁を引用してみる。教育基本法における「学問の自由」と学習指導要領の下での国による学習内容の規定をどう理解するかについて、各文部科学大臣・副大臣はつぎのように述べている。まず、同年5月31日の衆議院教育特委において馳浩文部科学副大臣は、「初等中等教育段階においては、児童生徒に教授内容を批判する能力がなく、また、教育の機会均等や水準の確保が要請されることなどから、教員に完全な教授の自由が認められているわけではない」とし、「このような考え方は昭和51年の最高裁判所の判決でも示されている」と述べ、その妥当性を強調している（文部科学省〔2006〕23頁）。そして、同年11月28日の参議院教育特委において伊吹文明文部科学大臣は、「特に義務教育においては、国民すべてに共通する規範意識と学力を達成するというを目的として義務教育を動かしているわけですから、そのところは法律、そして法律に基づく学習指導要領に基づいて教えていただく義務が教師には、公務員としての教師には生じてくる」とし、私立学校においても設立認可の条件となっており、「旭川の学力テスト実施についての最高裁の判例でも、私の今申し上げた解釈が最高裁の判決として確認されて」いると説明している（文部科学省〔2006〕23頁）。

以上、第2節をまとめると、戦後日本の教育法制度は2006年に教育基本法全部改正や学校教育法一部改正によって節目を迎えたが、その背景には当該期の国会答弁を引用すれば日本をとり巻く複合的な環境の変化があり、その中に情報技術の進展も指摘されている。2006年以降の一連の改正で特記すべきは、教育基本法全部改正と学校教育法一部改正における内容、およびそれにとまなう学習指導要領改訂の内容をそれぞれ吟味すると、情報教育を含めた学校教育全体に対する国の法的拘束性が高まりつつあることである。この点については、警鐘を鳴らす憲法学者たちがいることに言及しておく。まず、中川律は、1947年と2006年の教育基本法を比較・検証し、2006年の教育基本法が教育内容に関する公権力行使を強めるものであると批判している（中川

[2015])。1947年教育基本法は、戦前の帝国憲法下での国家教育に対する反省に基づいて、学問と教育の一致、教権の独立、教育の地方自治などを盛り込んだ、教育内容に関する公権力行使を統制する民主主義的な教育制度を確立した。だが、2006年教育基本法は、教育振興基本計画の策定、教科書検定制度改革と道徳の教科化、複数の教員種別の導入、教育委員会と首長との連携強化などによって、教育行政による学校教育への「不当な支配」を許すものであり、中川はこれに対して注意を喚起している。

また、「国民の教育権論」の先鋒に立ってきた堀尾輝久は、教育基本法第3章第16条（教育行政）における「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」であることを根拠に、「学習指導要領や、教育委員会の『通達』等の合憲性・合法性は吟味されなければならない」とする。付言すれば、「学習と教育は国民の精神的な自由な活動の一環であり、このコンテクストのなかで、『教育の自由』は基本的に重要なコンセプト」であり、「国民（人間）の精神活動の自由と、そこへの権力不介入の原則を前提とし、とりわけ自由な精神発達の途上にある子どもたちは、そのゆたかな成長・発達の権利をもち、それが保障されるためには、ゆたかな人間関係のなかで、子育て、教育の柔軟な働きかけが求められている」と述べている（堀尾 [2007]）。いずれも、教育制度を考えるにあたって、重大な問題提起である。

われわれは、前稿で中学校と高等学校における2006年を前後とする2つの学習指導要領をそれぞれとり上げ、情報教育を中心に改訂内容を比較した結果、情報教育に関しては社会の要請に十分に対応できなくなっていることを指摘した。国の教育制度ありきの情報教育は、逆に、2006年教育基本法全部改正における教育目標の一つとなっている「日本の伝統や文化を継承しつつ国際社会での日本の立ち位置を視野に入れながら積極的に日本の将来を形成する人材育成のための教育」を損ない、子どもたちが国際的な競争力を身につけるための足かせとなる可能性がある。少なくとも情報教育については、教育現場の自由な発想と柔軟な対応に委ねるべきであり、国の教育への関与を強めるのは得策ではないとおもわれる。次節では、教育の情報化についての国の諸政策についてみていく。

3. 教育の情報化に関する諸政策

3.1 高度情報通信ネットワーク社会基本法（IT基本法）

(1) IT基本法

2001年1月に、IT基本法が施行された。同法は、「情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度

表 4 教育の情報化に関する諸政策の経過

年	内容
2001	高度情報通信ネットワーク社会基本法（IT 基本法）施行 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）設置
2006	IT 新改革戦略策定
2008	教育振興基本計画閣議決定
2009	デジタル新時代に向けた新たな戦略（三か年緊急プラン）策定 i-Japan 戦略 2015 策定
2010	新たな情報通信技術戦略策定 新成長戦略閣議決定
2011	教育の情報化ビジョン公表
2013	日本最高戦略 Japan is BACK 第 2 期教育振興基本計画 世界最先端 IT 国家創造宣言 閣議決定 ICT を活用した教育の推進に関する懇談会設置 上記懇談会報告書公表
2015	経済財政運営と改革の基本方針 2015（骨太の方針） 教育再生実行会議第 7 次提言
2016	2020 年代に向けた教育の情報化に関する懇談会設置 次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ

情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的」とする（同法 1 条）。これは、2010 年の「教育の情報化に関する手引き」（以下、「手引き」）によると、すべての国民がインターネットをはじめとするその他の高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用する機会を有し、その利用の機会を通じて個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能になることによって、情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会の実現を目指すものと解説されている（文部科学省 [2010] 5 頁）。そして、2001 年の同月に、内閣総理大臣を本部長とする「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）」が設置された。

(2) e-Japan 戦略および IT 新改革戦略

IT 基本法に基づき、e-Japan 戦略が策定され、2006 年 1 月には、IT 新改革戦略が策定された。学校教育の情報化に関しては、IT 新改革戦略の中で「人材育成・教育」が IT 基盤の整備のため

の施策の一つとして位置づけられた。2010年までに、①学校のICT環境の整備、②教員のICT指導力の向上、③ICT教育の充実、④校務ICT化の推進、⑤情報モラル教育等の推進等が達成目標として明確化された。

3.2 教育基本法に基づく教育振興基本計画

2008年7月、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、教育振興基本計画が閣議決定され、今後5年間に総合的かつ計画的に推進すべき施策77項目のうち、教育の情報化の関連として、以下の内容が計画された。

① 社会全体で教育の向上に取り組む

これは、青少年を有害環境から守るための取組みの推進を目的としており、各種メディアの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進する、というものである。

② 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

これは、大きく2つの内容に分かれる。

a) 総合的な学力向上策の実施

児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成に加え、情報モラル教育の充実を促す。

b) 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり

学校と地域の連携、教育現場のICT化、事務の簡素化・外部化、学校事務の共同実施などに取り組む。

③ 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

これは、学校の情報化の充実を目的としており、ICT環境の整備と教員のICT指導力の向上を支援したり、教材・コンテンツの利用等を支援したり、ICT教育への活用を促す。

また、校務の情報化、ICT化のサポートの体制の充実等も含んでいる。

3.3 三か年緊急プラン

2009年4月、IT新改革戦略策定時には想定していなかったデジタル技術の具現化、世界的な金融危機に伴う日本経済の失速等に鑑みて、「デジタル新時代に向けた新たな戦略（三か年緊急プラン）」が策定された。教育の情報化の関連として、デジタル教育の推進とデジタル活用人材の育成・活用が関係府省・機関が一体となって取り組みを加速すべき重点プロジェクトの一つとして位置づけられ、①校内LAN、コンピュータ、電子黒板、地上デジタルテレビ等のデジタル教育基盤を全国に整備、教育・教養コンテンツの充実、アーカイブ化による教室への配信等の環境整備を推進、②先進的デジタル教育の実施、成果の全国への普及、世界への提案、③ネットい

じめなど違法・有害情報に伴う弊害に対し、学校のみならず社会総がかりの取組の推進、情報モラル教育の充実、家庭・地域におけるリテラシーの充実化等の施策を推進することとされた。

3.4 i-Japan 戦略 2015

2009年7月、デジタル技術が、経済社会全体を包摂し、暮らしの豊かさや、人と人とのつながりを実感できる社会を実現するとともに、デジタル技術・情報により、経済社会全体を改革して新しい活力を生み出し、個人・社会経済が活力を持って、新たな価値の創造・革新に自発的に取り組める社会などを実現するため、「i-Japan 戦略 2015」が策定された。

教育の情報化については、①客観的な効果測定の下で、子どもの学習意欲や学力を向上させる、②子どもの情報活用能力を向上させる、という将来ビジョン及び目標の下において、a) 教育のデジタル活用指導力の向上、b) 教員のデジタル活用をサポートする体制の整備、c) 双方向でわかりやすい授業の実現、d) 情報教育の内容の充実、e) 校務の情報化、家庭・地域との情報連携という方策を推進することとされた。

3.5 新たな情報通信技術戦略

2010年5月には、①国民本位の電子行政の実現、②地域の絆の再生、③新市場の創出と国際展開を重点戦略とする「新たな情報通信技術戦略」が策定された。教育の情報化については、2020年までに情報通信技術を利用した学校教育・生涯学習の環境を整備すること等によりすべての国民が情報通信技術を自在に活用できる社会を実現することを目標として、①子ども同士が教えあい学びあうなど双方向でわかりやすい授業の実現、②教職員の負担の軽減、③児童生徒の情報活用能力の向上のため21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境整備といった施策を推進することとされた。また、情報通信技術戦略工程表では、①学校教育の情報化の基本方針、②デジタル教科書・教材の普及促進、情報端末・デジタル機器の整備充実、③学校・教員へのサポート体制の充実、④情報活用能力の向上（情報モラル教育を含む）について、短期（平成22-23年）、中期（平成24-25年）、長期（平成26-32年）の達成目標が示された。

3.6 新成長戦略

2010年6月には、「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の実現に向け、「新成長戦略」が閣議決定された。教育の情報化については、①子ども同士が教え合い、学び合う「協同教育」の実現など、教育現場や医療現場などにおける情報通信技術の利活用によるサービスの質の改善や利便性の向上を全国民が享受できるようにするため、「光」などのブロードバンドサービスの利用をさらに進め、②自治体クラウドなどを推進するとともに、週7日24時間ワンストップで

利用できる電子行政を実現し、国民・企業の手間（コスト）を軽減するとともに、医療、介護、教育など専門性の高い分野での徹底した利活用による生産性の向上に取り組む、といった施策を推進することとされた。そして、新成長戦略工程表では、21世紀にふさわしい学校教育の実現に向け、早期実施事項（平成22年度に実施する事項）として「教育の情報化ビジョン（仮称）」の策定、2013（平成25）年度までに実施すべき事項として「モデル事業等による実証研究」、2020（平成32年）までに実施すべき事項として「児童生徒一人一台の情報端末による教育の本格展開の検討・推進」が規定された。

3.7 第2期教育振興基本計画（以下文科省の白書等による）

2011年4月には、①情報活用能力の育成、②教科指導における情報通信技術（ICT）の活用、③校務の情報化の3つの側面を通して教育の質の向上を目指すために、「教育の情報化ビジョン」が公表された。

その後、実証事業として「学びのイノベーション事業」などの様々な取り組みを進める一方で、2013年6月には、国家戦略として「日本再興戦略 JAPAN is BACK」、2017（平成29）年度までに取り組む基本施策をまとめた「第2期教育振興基本計画」、そして「世界最先端IT国家創造宣言」が国家戦略として閣議決定された。

「日本再興戦略」においては、「ITを活用した21世紀型スキルの習得」として、2010年代中に一人一台の情報端末による教育の本格展開に向けた方策を整理し、それを推進するとともに、デジタル教材の開発や教員の指導力の向上に関する取り組みを進め、双方向型の教育やグローバルな遠隔教育など、新しい学びへの授業革新を推進することとされた（なお、2015年に、改訂されたものが閣議決定されている）。

「第2期教育振興基本計画」では、①「ICT活用等による新たな学びの推進」として、確かな学力をより効果的に育成するため、言語活動の充実や、グループ学習ICTの積極的な活用をはじめとする指導方法・指導体制の工夫改善を通じ協同型・双方向型の授業革新を推進することとし、②教材等の教育環境の充実」として教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数3.6人、教材整備指針に基づく電子黒板・実物投影機の整備、超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率100%、校務用コンピュータ教員一人一台の整備を目指すとともに、地方公共団体に対し、教育クラウドの導入やICT支援員・学校CIOの配置を促すこととしている。

「世界最先端IT国家創造宣言」では、①「教育環境事態のIT化」として学校の高速度ブロードバンド接続、一人一台の情報端末整備、電子黒板、無線LAN環境の整備、デジタル教科書・教材の活用等初等教育段階から教育環境事態のIT化を進め、児童生徒等の学力の向上とITリテラシーの向上を図るとともに、教師がIT活用指導モデルの構築やIT活用指導力の向上を図る

こととし、2010年代中には、すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で教育環境のIT化を実現するとともに、学校と家庭がシームレスでつながる教育・学習環境を構築すること、そして、②「人材育成・教育」として初等・中等教育段階におけるプログラミングに関する教育の充実に努め、ITに対する教育を育むとともに、ITを活用して多様化する課題に創造的に取り組む力を育成することが重要であり、このための取り組みを強化することとされた。なお、2014年、2015年に改訂の上閣議決定されている。

3.8 「ICTを活用した教育の推進に関する懇談会」報告書（中間まとめ）

上記諸施策の下でICTを活用した教育については、2013年度末に実証事業が一つの区切りを迎え、新たな局面に入ろうとしているとの認識のもと、教育を取り巻く動向に適切に対応した施策の展開を求められた。

2013年4月、文部科学省は、上記の状況の下で「ICTを活用した教育の推進に関する懇談会」を設置した。そして8月に報告書（中間まとめ）を公表した。この報告書では第2期教育振興基本計画の実施期間（2017〔平成29〕年度まで）において、小学校、中学校及び高等学校等の初等中等教育に関して取り組むべき施策の方向性が取りまとめられた。具体的には、①ICTを活用した教育の推進（ICTの活用による教育の質の向上、情報モラル教育の充実、情報共有・提供ができる環境の構築）、②教員のICT活用指導力の向上（教員養成・研修等における取組、ICT活用指導力の調査内容の見直し）、③ICT教育環境の整備（計画的・段階的な整備の推進、整備コスト・短歌の低減に向けた取組、デジタル教科書・教材の流通促進が項目として取り上げられた。

3.9 経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太の方針）

2015年には、骨太の方針として、「経済財政運営と改革の基本方針2015」が閣議決定された。ここでは、経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題と題して（第2章）、①我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革として、ITによる地域活性化を図るため、クラウド、テレワーク、遠隔医療、教育等を通じた就労環境は地域産業の生産性向上を図り、優良事例の全国展開を推進することとし、②女性の活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮として、アクティブ・ラーニングの促進や教職員の質的向上など指導力の強化を進めるとともに、組織的に教育力を向上させる「チーム学校」の考えの下、多様な専門人材の活用や関係機関との連携、特別支援教育等を推進するとされている。

また、「経済・財政一体改革の取組」―「経済・財政再生計画（仮称）」と題して（第3章）、主要分野毎の改革の基本方針と重要課題として、統合困難な小規模校等の活性化に留意しつつ、

ICT を活用した遠隔授業化の拡大を図るとされている。

3.10 教育再生実行会議第7次提言

2015年には、教育再生実行会議が第7次提言として、「ICT活用による学びの環境の革新と情報活用能力の育成」と題して、子どもが主体的に自らの疑問について深く調べたり、子ども同士で議論や発表をしたりすることなど、自立した学び手として子どもたちを育てるため教育活動を展開する上で、ICTは学習の手段及び学習環境として一層重要な要素になり、同時に、一人一人の学習進度に応じた学びの充実やコミュニケーション能力の育成にもつながるし、今後どのような仕事や活動をするとしても不可欠な情報活用能力を高める教育の充実が必要であるとされた。そこでは、国は、ICT活用学習を推進し、教材のデジタル化・インターネット上での提供を勧め、情報収集・選択力、情報整理力、プレゼンテーション力等を培う教育を推進し、プログラミング、情報セキュリティ、情報モラルなどに関する指導内容や学習活動の充実を図り、ICT環境の整備（一人一台タブレットPC等）を推進・整備し、ICTを活用した教育内容・方針の革新を推進する体制を構築し、研究開発、リーダー教員等の養成研修に取り組むことが具体的に提言されている。

3.11 2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会

社会の変化や子どもたちの未来については、中教審教育課程企画特別部会における新しい学習指導要領の検討の中において議論され、2015年8月に論点整理が取りまとめられた。そこでは、情報活用能力は各学校段階を通じて体系的に育んでいくことが重要とされた。

さらに、2016年には、文部科学大臣政務官決定として、2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会が設置された。趣旨は、「授業でのICT活用が着実に進展し、次期学習指導要領改訂において情報教育の充実やアクティブ・ラーニングへのICT活用が議論される一方、ICT機器等の整備や教員のICT指導力の点で課題も明らかになっている。またIoT社会の到来に伴い、外部・地域人材や民間など多様な分野の知見も活用しながら、データを活用した学級・学校経営支援、政策立案支援の可能性も具体化しつつある。このため、教育の情報化に向けた当面の施策の検討を行うとともに、第三期教育振興基本計画も視野に入れた「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会を開催する」とされている。

ここでは、「一人一台タブレット環境」と「堅牢な校務支援システム環境」によるデータの効果的活用を通じて「スマートスクール」（仮称）構想に向けた方策、地域間格差が顕著になっている授業・校務両面でのICT環境整備の全国的加速化に向けた方策、地域・学校連携推進、貧困等による格差解消や地方創生への貢献に向けた方策を懇談事項とされ、2016年7月末を目途

に最終取りまとめを行い、文部科学省として「教育の情報化加速化プラン」を策定する予定とされている。

3.12 次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ

まず、2016年8月1日には、中央審議会から、次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめが公表された。そこでは、①将来の予測が難しい社会の中でも伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を子どもたち一人一人に確実に育む学校教育を実現し、社会に開かれた教育課程を実現すること、②「何を学ぶか」という指導内容の見直しに加えて「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」の視点から学習指導要領を改善し、学校教育を通じて子どもたちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容、学び方の見通しを示す「学びの地図」とすること、③社会において自立的に生きるために必要な「生きる力」を育むという理念のさらなる具体化を図るために三つの柱（生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養）に沿って明確化すること、④学習内容の削減を行わず「アクティブ・ラーニング」の視点から「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指すべく、学習過程を改善することを目指すこと、⑤すべての教職員が校内研修や多様な研修の場を通じて理解を深めることができるよう、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の視点から学習指導要領の要であり、教育過程に関する基本原則を示す「総則」を抜本的に改善し、必要な事項を分かりやすく整理すること、⑥指導体制の確保、教材の改善・充実、ICT環境の整備など、必要な条件整備についても整理すること、といったことが基本方針とされた。

次に、教育の情報化という観点から、概観すると、大要次の通りの整理がされている。1つに、具体的な改善の方向性として、「教科等を越えた教育課程の力を発揮させて資質・能力を育成する「カリキュラム・マネジメント」と題し、全ての学習の基盤となる力や、これからの社会や生活の在り方を踏まえ求められる資質・能力が、教科等を越えて教育過程全体を通じて育成されるよう、情報活用能力（プログラミング的思考やICTを活用する力を含む）等について、発達の段階に応じて確実に育むことができるよう、関係する教科等のつながりを整理することを総則に明示する。

2つに、学校段階別の改善の方向性として、小学校段階では、国語教育において複数の情報に関連付けて理解を深めたりできるようにするための指導を充実すること、プログラミング教育を行う単元の導入（総合的な学習の時間や理科、音楽など）、文字入力やデータ保存などに関する技能の着実な習得（教育過程全体）などの見直しを実施するとされる。

中学校では、高等学校における新たな教科・科目構成との接続を含め、小・中・高等学校を見

通した改善・充実を図るための一つとして、技術・家庭科技術分野におけるプログラミング教育の充実を実施するとされる。

高等学校では、情報科において、共通必修科目については、問題の発見・解決に向けて、事象を情報とその結び付きの視点からとらえ、情報技術を適切かつ効果的に活用する力を全ての生徒に育む「情報Ⅰ（仮称）」を設定し、すべての高校生がプログラミングによりコンピュータを活用する力を身につけられるようにすることとし、選択履修科目として「情報Ⅰ（仮称）」の基礎の上に、情報システムや多様なデータを適切かつ効果的に活用する力や、情報コンテンツを創造する力を育む「情報Ⅱ（仮称）」を設定するとされている。

以上のような、教育の情報化の流れを概観してみると、社会経済構造の変化に適切に対応すべく、学校での ICT 環境の整備等教育環境の IT 化や教師の能力向上、教育・学習環境を構築するために、短期間のうちに、さまざまな政策を講じようとしていることがうかがわれる。ただ、そのことで、i-Japan 戦略 2015 で言われていた「新たな価値の創造・革新に自発的に取り組める社会」の実現が目指せるのであろうか。社会の変化に追いつくだけで精一杯ということにならないのか。プログラミングが中学校段階から取り入れられるという具体例からは、ただ、与えられた課題にどのようにプログラミングをしていったらいいかという知識の植え込みに終始し、その結果、時間がとられて、そのほかのことをやられてはならないか。「事象と情報とその結びつき」という視点を具体的にどのように教育していくのか、そのようなところこそ、創意工夫が必要であり、画一的に教えられるものではない。どのような技術を習得していくかも大事であるが、むしろ、かかる事柄は、加速度的に変化するという認識を持ち、それ以降は各自の指向を尊重し、それに柔軟に対応できるような教育環境をつくることも重要である。

4. 高等教育改革に見る専門職業人に係る教育制度設計の特徴と課題

前節までに見てきたように、産業と職業構造の変化は学校教育に変化をもたらし、情報活用の実践力とモラル教育に力が置かれるようになっており、2006年12月に施行された改正教育基本法のフレームワークの中で制度の設計・運用が行われ、諸課題の検討が進められている。情報活用の実践力やモラル教育を重視する姿勢は義務教育段階にとどまるものではなく、高等教育段階でも進められている。大学や専門学校への進学率が高いことを踏まえると、学校教育と産業社会がどのようにつながることで人材を社会化していくかという、言わば教育と職業の“接合面”がどうあるべきかが課題とされ、教育以外の分野の政策とも関連づけられて複合的な政策目的のもとに制度設計が議論されている。「学術の中心」としての理念のもと「社会の発展に寄与する」という役割を担うことが期待されている大学が多様なありようを探る中で、「専門職業人」とい

う新たな概念の導入に関する検討過程を振り返り、実効性のある制度設計に必要な要素はどういうものなのかを検討する。

4.1 1990年代以降の高等教育改革検討の流れ

高等教育に関する近年の制度見直しを振り返ると、1991年に大学設置基準が大綱化され、個性的なカリキュラム編成が可能になり、1998年10月の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について ― 競争的環境の中で個性の輝く大学 ―」では、専門性の一層の向上は大学院で行い、学部においては、教養教育および専門分野の基礎基本を重視し、もっぱら課題探求能力の育成に努めることが強調された。2003年度には、高度専門職業人養成という目的に特化した課程として専門職大学院が創設され、大学院教育の実質化や社会人教育を牽引する役割が付与されることとなった。これを受けて法曹（法科大学院）、会計、ビジネス・MOT（技術経営）、公共政策、公衆衛生等の様々な分野で開設が進み、2008年度には、実践的指導能力を備えた教員を養成する教職大学院が開設された。

2005年1月28日には中央教育審議会（以下、中教審）が「我が国の高等教育の将来像」を答申し、18歳人口の減少を契機とした高等教育の全体像見直しの中で、「大学の機能別分化」という考え方が提示された。2008年12月24日には中教審に「キャリア教育・職業教育特別部会」が設置され、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について調査審議すること」が所掌事務と定められた。その後、2011年1月31日中教審答申「今後の学校教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」が、高等教育段階において「職業実践的な教育に特化した枠組み」を創設するという構想を打ち出した。これを受けて文部科学省が専修学校のうち、一定の要件をクリアした課程は「職業実践専門課程」として認定するという制度を創設して、2013年から運用を開始した。その後2014年7月3日の教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について」（第五次提言）に「実践的な職業教育を行う高等教育機関」を制度化すべきという提言が盛り込まれたことから、文部科学省は2014年10月に「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」を設置した。この有識者会議は2015年3月27日に「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について（審議のまとめ）」を公表し、後述する中教審への諮問につながる。また教育再生実行会議が2015年3月4日の『『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について』（第六次提言）で、「地域経済の活性化や地域課題の解決に向けた職業人育成の観点から新たな高等教育機関の制度化に向けた取組の推進」を示し、中教審における議論の論点にも盛り込まれた。

4.2 2016年5月の中教審答申

2016年5月30日、中教審は「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」（中教審第193号）を文部科学大臣に答申した。これは、2015年4月14日の文部科学大臣の諮問に対するものであり、中教審は諮問当日の第99回総会で「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会」を設置した。特別部会の所掌事務は「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する調査審議を行うこと」と定められ、2015年5月15日に第1回が開催され、2016年5月25日まで計17回審議を行った。2016年3月30日の特別部会「社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について（審議経過報告）」の公表を経て、5月30日の答申に至っている。専門職業人養成に関する高等教育改革に関する提言は、本答申の第一部としてまとめられている。

答申第一部は「社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について」と題し、今後の産業・職業の変化と職業人のありようを展望した上で、高等教育における職業人養成の現状と課題を整理しながら職業教育の課題と求められる対応を洗い出し、新たな高等教育機関の制度化の方向性を提示し、制度設計の具体的な骨格をまとめている。この中に4年制の「専門職業大学」「専門職大学」と2年制の「専門職業短期大学」「専門職短期大学」の構想が記載されている。

4.3 諸課題の統合的解決策として提示された「専門職業大学」

この答申は、単に高等教育改革だけではなく、今後の日本の人口推計や経済戦略、労働問題、グローバル化、国際競争力強化、進学率の上昇に伴う若年層の就学・就労状況の変化、地域社会活性化など多角的な視点で諸課題について検討し、人材という側面から現在日本社会が直面している問題群を解決する施策として「専門職業大学」という新たな高等教育機関の制度化を提示している。答申では経済産業省の産業構造審議会新産業構造部会の第5回（2016年1月25日）に提出された「第4次産業革命への対応の方向性」を取り上げ、IoTやAI、ロボットの出現がもたらす第4次産業革命において増加していく「ミドルスキルの仕事（ボリュームゾーン）」の4つの例と、同部会の「新産業構造ビジョン中間整理」（2016年4月27日）で示された、第4次産業革命により増加するミドルクラスの仕事の例を紹介している。これまでの高等教育改革の議論の流れを受けると、ハイクラスの仕事には大学院や専門職大学院を修了した高度専門職業人が従事し、専門職業大学の修了者はミドルクラスの仕事に従事するという就業構造がイメージされていると考えられる。初等中等教育段階でのプログラミング教育など、小学校、中学校、高等学

校と積み上げられた情報教育の推進と、大学院で進められた高度専門教育の見直しが、新しい高等教育機関の制度化により連結し体系的に構成することが目指されていると見ることができる。

少し俯瞰した見方をすると、新しい高等教育機関をどのように制度化するかについては、大学、短期大学、高専等の改革と専門学校改革という二つの論点が合流して議論が行われ、その解決策として大学に位置付けられる高等教育機関を構想する結論に至っている。大学、短期大学、高専のそれぞれの機能や、多種多様な専門学校が果たしている役割等を整理し、新しい高等教育機関が具備すべき項目が制度化する際のメニューとして示されている。

2015年度の学校基本調査報告書と文部科学白書によると、大学と短大を合わせて1,125校で約299万人が学んでおり、進学率は56.5%となる。ここに高専4年次(0.9%)と専門学校(22.4%)を加えると進学率は79.8%となることから、この施策の立案者には高等教育の入り口のところに解決策を講じる必要があるという認識があると考えられる。初等中等教育でキャリア教育、職業教育を推進していても、実際に職業を意識した進路選択が行われる年齢は必ずしも低くないため、高校段階では多くの生徒が普通科に進学し、進路を絞り切れないまま大学進学を迎えており、このうち早い段階での就職を望む層が専門学校に進学するという構造になっていると考えられる。

2015年度に専門学校は3,201校あり、公的職業資格制度に対応した学校や幅広い実務に対応した学校等で約65万人が学んでいる。多くの課題を抱えつつも、職業人育成の場としての役割を果たしている。生徒や学生の日線で見ると、就職する必要性や意思、家庭環境、経済力等を複合的に勘案しながら就職時期を想定して学校を選択するのではないかと考えられるので、現行制度における進路の選択肢の問題点を、「専門職業大学」という新しい高等教育機関の創設によって統合的に解決することを企図した制度設計と言える。

4.4 制度の有効性と評価軸

専門職業大学の具体的な創設にあたっては、

- ① 専門学校から専門職業大学へ
- ② 大学から専門職業大学へ

という2つのベクトルが存在すると考えられる。制度設計においてはステークホルダー間の利害の調整が重要な要素になっていることは以前に拙稿においてすでにふれたことであるが(辻他[2015])、本施策の答申に至るまでに、学校などの教育機関をはじめ各方面の戦略や利害をめぐって意見が出された。一例を取り上げると、18歳時点で就職志向を持つ若年層を受け入れている専門学校にとっては、高等教育機関として位置づけられる機会でもある。学校教育法は第1条で「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする」と定め、これとは別に第124条～第133条に専修

学校の定めを置いており、専門職業大学の制度化が従来の専門学校の機能分化につながることも考えられる。また、大学の側も上述したように、18歳人口の減少の中での大学の果たす役割の分類や高度専門教育の大学院シフトにより、大学によりアピールポイントが異なってくるなか、新制度が大学の機能分化の一環として運用されることが考えられる。職業専門大学では実務家教員による指導の拡充や実習時間の大幅増加を行うこととされており、専門学校と大学が競合する領域となってくるとともに、インターンシップや企業内研修との関係性についても新たな課題が出てくるものと思われる。学生、教員両面において、低賃金・低熟練の長時間労働に結びつくことになっては制度設計の趣旨に適合しなくなる恐れがあり、教育効果を把握しながら制度を運用していくことが求められる。財政改革の中、学校への今後の公費助成のあり方を検討するにあたり、どのような指標で公費助成の対象を選択するかという観点からも、今回の新しい高等教育機関の創設を見ていく必要がある。

専門的能力の涵養と職業人育成の改革に関する施策の効果測定は、自ずと就職と就業に関する実態を見て施策の有効性を評価することになると考えられる。上述したように、キャリア選択、職業選択の時期は人によって異なるものであり、またキャリアの途中で職業やライフプランを変更する場合も多く、制度化にあたってすべての人のニーズに対応できるように選択肢や政策メニューを類型化できないことは指摘するまでもないが、新施策の実施により現状が改善されることは当然期待される。専門的能力の涵養と職業人の育成を両立して実現するという課題は、教育政策と労働政策の重畳する領域であり、政策成果を評価するにあたり具体的な人間の生涯を把握する視点でのロングタームの計測や評価が併用されることが必要だと思われる。

情報化に関する教育では、スキルやノウハウが陳腐化する速度が極めて速いので、学校教育で習得した内容でその後の職業生活に必要な技能を維持し続けることは難しいことや、企業の市場への参入・退出により、ライフプランの見直しにともなうキャリア変更をせざるを得ないケースが発生することも、新施策の評価において考慮される要素であろう。インターネットやデータベースなど情報産業の技術革新が急速に進むことにより、スキルやノウハウの陳腐化速度が極めて速いので、技術革新にキャッチアップできないと個別の人材が持つ能力が低下する速度が速くなる。しかし、技術革新による新しいスキルやノウハウを習得し続けるために必要なコストは学生・就業者にとっても企業にとっても大きな負担である。奨学金問題を見ても、従来の就学支援だけでは根本的な解決にはなるとは限らないし、新しい情報産業分野に参入するすべての企業が人材育成を十分に行える資本力を有しているわけではないので、このままでは社会の安定性が低下するリスクがある。本施策はこのようなリスクを低減し、安定した経済の発展に資することを目的とするものであろう。

文部科学省は「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づいて、前年度実施施策のうち

評価サイクルに当たるものを5段階で事後評価した結果を公表している。「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる46の施策目標のうち、2015年度は11の施策目標の2014年度実績について、必要性・有効性・効率性等の観点で評価を行い、その結果を「文部科学省事後評価書（平成26年度実績）」（平成27年10月）として公表している。事後評価の実施に当たっては、「目標管理型の政策評価」を実施し、あらかじめ定めた目標の達成度合い等について、より分かりやすい形での評価結果の公表に取り組むとともに、評価書に施策を構成する行政事業レビュー対象事業を全て記入すること等により、政策評価と行政事業レビューの一体的な取組の推進を図っている（文部科学省 [2015]）。「平成26年度実施施策に係る事後評価書」には「大学などにおける教育研究の質の向上」の項目があり（文部科学省 [2014]）、さらに評価結果が次の政策にどのように反映されているのかを2002年度以降「政策評価の政策への反映状況」としてまとめられている（文部科学省 [2002-2015]）。

このように、文部科学省としての政策評価としてはPDCAサイクルが完結して動いているが、教育が個別の人間の生涯に関わる事柄であることに鑑みると、単に教育政策にとどまらず労働経済や福祉政策など政策の対象をより多視点で継続的・統合的に捉えて効果を測定し、後続政策の検討にも反映する取り組みを行って、政策効果をより高めていくことが求められているのではない。

新しい制度が設計されるにあたっては、制度の目的に沿った数値目標が設定され、数値に基づいたより精密な効果測定が定期的に行われ、制度の有効性や改善点が検証される必要がある。実証的手法によるエビデンスをどのように形成し、政策効果を検証・立証することが諸外国でも進められており、我が国においても今後取り入れられていくものと思われる。もし政策効果が目標に達しない場合に、ステークホルダー間の意見や批判が理念だけに偏った既得権の主張でしかないのであれば、現状の改善に向けた問題の解決は進まない。政策目的がステークホルダーだけでなく多くの国民と共有され、数値化した指標による精密な議論が多様な価値観の視点で行われ、その内容が社会にフィードバックされることが求められており、これが政策の有効性向上にも資すると考えられる。新施策の実施にあたって政策の有効性をどの範囲で見るかという評価軸を示し、評価の期限を設定して数値で検証をすべきである。今回の専門職業大学において重要なファクターとなるのが就職と就業の実態の質と量をどのように測定・評価するかであり、職業専門大学がスタートするまでに示されることが期待される。教育改革に関する施策間の整合性が確保され、相互に政策効果促進的な関係にある正の相関性がある場合は施策を強化し、施策間の整合性が確保されず、相互に政策効果抑制的な関係にある負の相関性がある場合は見直しを行っていくことが、制度設計の中で機能するようにしていく必要がある。また、政策目標達成のための指標クリアにあたっては、指標のクリア自体が目的化してしまわないよう、政策目標達成の本質に即

した評価を行うことが必要であることは言を俟たない。

5. おわりに

本稿は、戦後日本の教育に関する法制度の変容と情報教育に関連する諸政策の内容について整理し、情報化社会における学校教育の制度設計の現状と課題について議論してきた。

戦後日本の教育制度は、1946年11月に公布された日本国憲法第26条の第1項「教育を受ける権利」と第2項「教育の義務」の規定と、この規定に基づき1947年3月に公布された教育基本法と学校教育法によって基本的なフレームワークが整えられた。その後、基本路線を維持しつつ21世紀を迎えたが、2006年に教育基本法が全部改正され、これを受けて学校教育法も2007年に大幅に改正され、教育に関する法制度に大きな変容がみられた。

この背景には、おもに第三次産業の拡大、情報技術の進展、経済のグローバル化、国家財政の逼迫、核家族化、少子高齢化など、日本をとり巻く国内外における環境の変化がある。とくに情報技術の進展は、産業構造のみならず職業構造や職業内容に変化をもたらし、学校教育のあり方に修正を迫った。学校教育の役割は、社会の一員として生きるために必要な基礎的能力を育成することにあるが、そのなかには社会で働くことを前提に身につけるべき能力の習得がある。それゆえに、情報技術の進歩による産業構造および職業構造の変化は、前稿でみたように学校教育に情報教育を付与し、さらに第3節で述べたように教育の情報化をもたらしている。

教育の情報化は、2001年のIT基本法に基づき策定された2006年のIT新改革戦略から明示されるようになり、2008年の教育振興基本計画、2009年の「i-Japan戦略2015」、2016年の「2020年代に向けた教育の情報化に関する審議」や「次期学習指導要領に向けた審議」とつづき、より具体性を帯びてきた。改正教育基本法の枠組みのなかで教育の情報化は、教育の情報化を促進する環境整備というハードの側面に力を注ぎつつ、一方で情報活用の実践力やモラル教育といったソフトの側面にも重きを置いているが、こうした制度設計をとおして国はどのような人材を学校教育で育てようとしているのか。それは、改正教育基本法にも謳われているように、職業との関連を重視した専門職業人である。この専門職業人の養成は、高等教育改革の方向性の一つとして新たに提起された「専門職業人」という考え方とその要請のための新たな大学という考え方にも鮮明に表れている

1991年の大学設置基準の大綱化によって個性的なカリキュラム編成がおこなわれるようになり、2003年に高度専門職業人養成を目指して専門大学院が創設された。その後、中教審が2005年に「大学機能別分化」の考えを打ち出し、2008年に「キャリア教育・職業教育特別部会」を設置、2011年には「職業実践的な教育に特化した枠組み」の創設を提示した。これを受けて文

科省が「職業実践専門課程」を制度化し、2013年から運用が開始されている。そして2016年に入り、中教審は「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会」を立ち上げ、このなかで4年制の「専門職業大学」「専門職大学」と2年制の「専門職業短期大学」「専門職短期大学」の設置を構想し、いよいよ本格的な改革に向けて走り出した。

このように、おもに中教審による高等教育機関における新たな制度設計は、日本が直面する諸問題への対応策としておこなわれているが、課題も残されている。第4節で言及したように、ステークホルダー間の利害対立と調整、公費助成のあり方、多視点かつ統合的に捉えた有効性の評価方法などであり、いずれも制度化されたのちの経過観測と検証と修正を要するものである。また、目まぐるしい環境変化への柔軟な対応には社会との連携が不可欠であり、そのためにも制度設計そのものが広く地域社会や国民に開かれたものでなければならない。

情報技術の急速な進歩は、学校教育における制度改革の引金となり、以前よりまして教育制度を社会全体の問題に押し上げたが、情報教育をどのような枠組みでおこなうべきかについてもフレキシブルな対応をわれわれに求めている。国は、情報化社会において産業と直結した専門職業人の育成を目指して新たな制度設計をおこなっているが、コンピュータやインターネットなど情報ツールを使いこなすスキルやノウハウの習得だけでは技術の進展によって陳腐化するスピードが早く、それだけでは情報教育の意味がない。また、現状において重点が置かれている情報の利活用能力の習得は、それ自体が思考力に近い性質のものであり、現行の「情報教育」の枠組みに当てはめるかぎり限界がある。情報の利活用能力とは、数多ある情報の中から有益なものを選択、編集し、それを関係付けて意味を持たせる能力であり、思考力とは頭のなかに蓄積された経験、記憶、知識などを関係付け、そこに意味を与える力である。いずれの能力も単なるノウハウとは違う性質であるため、情報教育については科目として独立させるのではなく、すべての科目に通底するものとして位置けるべきである。しかし、これについては国も顧慮しており、第3節12項の「次期学習指導要領に向けた審議のまとめ」にもあるように、また2016年12月21日の中教審による「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（中教審第197号）においても、2030年とその先の子どもたちに必要な資質の一つとして情報の利活用能力の育成に力点が置かれている（中央教員審議会、2016a, 206-210頁）。

加えて、情報技術の進展は、従来の枠組みで制度設計をおこなうことを無意味なものにしてしまう可能性すらある。たとえば、学校教育における「時間」の概念を根本から変えてしまうかもしれない。「コンピテンシー型学習」の重要性を説くライアン・クレイグは、情報技術のなかのインターネットが学習に費やされる時間を変えると主張する。コンピテンシー学習とは、大学における単位取得を学習に費やした総時間数ではなく、必要な能力（コンピテンシー）を習得した

かによって単位を与える教育モデルであり、従来の単位取得システムを無意味なものにしてしまう。その特徴はいくつかあり、単位の履修者が最終的にどのようなコンピテンシーを取得するかによってカリキュラムが作成され、そのコンピテンシーを習得するまで学習は続行される。また、学習時間とは切り離されるので、教育に係るコストも大幅に削減される。クレイグは、「コンピテンシー型学習は、大量消費に向けてデザインされたとされる商品＝高等教育に、一定の透明性と簡潔さをもたらす大いなる可能性を秘めている」と断言する（ライアン・クレイグ [2015]）。第3節12項の次期学習指導要領においても「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」の視点に基づいた学習指導要領の改善を重視しているが、クレイグの議論は学習時間を軸にした従来の教育制度からの解放を意味するものである。

さらに言えば、人工知能の発達によって産業構造や職業構造も加速度的に変容していくものと考えられ、制度改革された学校教育をへて専門職業人を目指しても雇用がない時代がくるかもしれない。人工知能の発達が未来の経済成長と雇用に及ぼす影響について検証した井上智洋は、現在の間所得者層の職業が人工知能にとって代わり、多くの人の所得減少を招くとして警鐘を鳴らしている。世界的にみて人工知能の研究が本格化し、かつ「技術的失業」が経済学において着目されるようになったのは1990年代以降である。技術的失業はイギリスの産業革命以来議論されてきたことであるが、工業化は職業の種類を変えてはきたが置換したわけではなく、人間の職業を奪うことはなかった。しかし、1990年代以降の人工知能の発達は人間の仕事を奪っており、現時点でもっとも影響を受けているのは中間所得者層が担う事務労働であり、事務労働に携わる人たちは肉体労働に移行するか、あるいはより知的労働に移行している。全体的に肉体労働に移行している人口の方が多いため、実際に中間所得層の崩壊が起きている（井上 [2016]）。

「コンピテンシー型学習」や人工知能による職業奪取の可能性にみるように、情報技術の進歩とそれに呼応した「社会の情報化」のスピードが速いため、過去に起きたことを跡付けて設計される制度はそのスピードに追いつかない。情報教育を組み込んだ学校教育の制度設計において、誰もが情報へアクセスできる環境整備は可能であり、また必須であるが、細かい制度化はあまり意味をなさない。返って、設計された制度がますます現実から乖離していく危険性すら孕んでいる。それよりもむしろ、従来のすべてのカリキュラムに共有されるものとして情報教育を置き、各教育現場の自由裁量に任せた大まかな制度設計に留め、何を学ぶかについては個々人の選択領域を残しつつ、情報の利活用能力を高めるために幅広い教養を身に付けさせることが従来にまして高まっていると思われる。そう考えると、教育行政による学校教育への関与が2006年の教育基本法全部改正前と比べて強固になった点は現状を無視するものであり、制度によって個々人の学びの自由が束縛され、情報化社会にこそ要請される柔軟な思考力の教育機会を潰しかねない。

国が目指す専門職業人の養成に必要なのは、社会の変化のスピードに対応できるように学校教

育を超えたところであまねくすべての人々が情報を利活用できる環境とセキュリティの整備であり、学校教育における専門性や地域性などに則した個性的で多様な選択肢の用意であり、人々のライフパンを考えた継続的かつ統合的な制度設計である。

[文責：「第1節、5節」辻（智）、「第3節」渡辺、「第4節」辻（俊）]

参考文献

- 井上智洋 [2016]『人工知能と経済の未来』文藝春秋。
- 植上一希 [2016]「『大学の専門学校化』批判の問題性——専門職業大学の創設に関連して」『現代思想』2016年11月号，青土社，154-163頁。
- 児美川孝一郎 [2016]「『専門職業大学』設置と大学改革の迷走をめぐって」『現代思想』2016年11月号，青土社，142-153頁。
- 辻智佐子，辻俊一，渡辺昇一 [2015]「個人情報をめぐる制度設計の検討プロセスに関する考察」『城西大学経営紀要』第11号，2015年3月，45-73頁。
- 中川律 [2015]「教育制度の憲法論：2006年教育基本法の下での教育制度改革に関する考察」佐々木弘通他編『現代社会と憲法学』弘文堂，53-72頁。
- 堀尾輝久 [2007]「『国民の教育権と教育の自由』論再考」『世界』2007年12月号，岩波書店，242-255頁。
- 森秀夫 [1995]『要説 教育制度』学芸図書。
- 文部科学省 [2015]『文部科学白書』平成27年度。
- 文部科学省編 [2012]「教育の情報化による学びのイノベーション」『文部科学時報』No.1635，ぎょうせい，2012年3月，6-14頁。

その他 URL

- 伊藤公一朗 [2016]「政策の効果をどう測定するか？海外における『エビデンスに基づく政策』の最新動向」2016年10月，
(http://home.uchicago.edu/ito/pdf/RIETI_BBL_2016_1025_Ito_Final.pdf)。
- 中央教育審議会 [2016a]「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」2016年12月21日，文部科学省ホームページ
(<http://www.mext.go.jp/>)。
- 中央教育審議会 [2016b]「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ（素案）のポイント」2016年8月1日，文部科学省ホームページ
(<http://www.mext.go.jp/>)。
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング [2016]「エビデンスで変わる制作形成～イギリスにおける「エビデンスに基づく政策」の動向，ランダム化比較試験による実証，及び日本への示唆～」2016年2月12日，三菱UFJリサーチ&コンサルティングホームページ
(http://www.murc.jp/thinktank/rc/politics/politics_detail/seiken_160212.pdf)。
- 文部科学省 [2016]「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」中間とりまとめ，2016年4月8日，文部科学省ホームページ
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1369536.htm)。
- 文部科学省 [2016]『学校基本調査』文部科学省ホームページ
(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001011528>)。
- 文部科学省 [2015]「第14章 行政改革・政策評価等の推進」『平成27年度文部科学白書』文部科学省ホー

ムページ

(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201601/detail/1376838.htm)。

文部科学省 [2014] 「事後評価書 (平成 26 年度実績)」 文部科学省ホームページ

(http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/1361410.htm)。

文部科学省 [2010] 「教育の情報化に関する手引き」 2010 年 10 月 29 日,

文部科学省ホームページ

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm)。

文部科学省 [2006] 「教育基本法改正に関する国会審議における主な答弁」 文部科学省ホームページ

(<http://www.mext.go.jp>)。

文部科学省 [2002-2015] 「政策評価の結果の政策への反映状況」 文部科学省ホームページ

(http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/hanei/main10_all.htm)。

ライアン・クレイグ [2015] 「インターネット以後、僕らに求められる「能力」はかくも変化した」

『innovation insights WIRED』 2015 年 6 月 14 日, WIRED ホームページ

(<http://wired.jp/innovationinsights/post/social/w/define-competency/>)。

The Present Situation and Problems with the System Design of Japan's Educational System in an Information Society

Chisako Tsuji, Shunichi Tsuji and Shoichi Watanabe

Abstract

This study summarized the changes in legal systems concerning education and the contents of various policies related to information education in Japan after World War II. It examined the present situation and problems with the system design of Japan's current educational system. The obtained results can be summarized as follows: (1) The foundation of Japan's educational system after World War II was built based on the Basic Act on Education and the School Education Act enacted in 1947 based on the Constitution of Japan promulgated in 1946. Due to the changes in the environment surrounding Japan, the Basic Act on Education was fully revised in 2006, and the School Education Act was thoroughly revised in 2007. As a result, legal systems concerning education were largely changed. At the same time, the government of Japan began to be strongly involved in schools' education. However, the improvements made to the educational system design have difficulty adjusting to a rapidly changing society. Strengthening the Japanese government's involvement cannot solve all problems with school education. Therefore, information education should at least be entrusted to the free thinking and flexible responses of educational sites. (2) The advancement of information technology (IT) resulted in "informatization of education" in school education. The government of Japan has aimed to train professional human resources through the implementation of various policies for informatization of education based on the New IT Reform Strategy established in 2006. (3) The training of professional human resources has been markedly observed in higher education, and its specific measure was proposed by the Central Education Council's special session in 2016. However, problems with a conflict of interest among stakeholders and its coordination, the role of public subsidies, and a method of evaluating the validity of a policy remain unsolved. If a system for training professional human resources is established, the system must be verified and amended. For the system to function well in the rapidly changing information-oriented society, the system design must be opened widely to local communities and the people of Japan.

Keywords: Information society, School education, Information education, Educational system, System design